

指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則 2 条に基づき、施行後 5 年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。

(関係府省：総務省、財務省、文部科学省及び厚生労働省)

(15) 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金

放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付に係る事務手続については、ヒアリング時期を含め、地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、両交付金における事業の実施計画の変更や、資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても引き続き対応していく。

(関係府省：環境省)

(16) 地方創生道整備推進交付金

林道に係る事業に対する地方創生道整備推進交付金の交付については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、2018 年度中に必要な措置を講ずる。

(関係府省：農林水産省)

【警察庁】

(1) 中小企業等協同組合法（昭 24 法 181）

中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

（２）火薬類取締法（昭 25 法 149）

（i）火薬類の譲受けの許可（17 条）については、都道府県の指導の下、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平 14 法 88）18 条の 2）等による実包の十分な管理体制が確保されることを前提に、捕獲従事者が装薬銃を用いて指定管理鳥獣捕獲等事業（同法 14 条の 2）を行う場合には、当該従事者が火薬類を譲り受ける際の許可を、一定数量に限り不要とする。

（関係府省：経済産業省及び環境省）

（ii）指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を受けて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合の事業費の運用及び管理方法については、事業の円滑な実施に資するよう、同交付金の対象に火薬類の譲受けに係る経費が含まれることを、都道府県に 2018 年度から毎年度情報提供等を行う。

（関係府省：経済産業省及び環境省）

（３）道路交通法（昭 35 法 105）

搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験については、国際運転免許証又は外国運転免許証（107 条の 2）で運転することができる場合を明確化し、都道府県警察を通じて同実験の実施主体に 2018 年度中に周知する。

（４）消防団員の準中型自動車免許取得に対する助成事業

消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許（以下この事項において「準中型免許」という。）の取得等については、普通自動車免許を有していなくても準中型免許を取得することが可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に 2019 年度中に周知する。

（関係府省：総務省）

【金融庁】

（１）中小企業等協同組合法（昭 24 法 181）

中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき

設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：警察庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

(2) 所得税法（昭 40 法 33）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

生命保険会社による保険契約者の個人番号を記載した支払調書の提出（所得税法 225 条）については、生命保険会社が保険契約者の個人番号を生前に収集する方策について検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府及び財務省)

【消費者庁】

(1) 健康増進法（平 14 法 103）

申請者が内閣総理大臣に対して行う食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務（26 条 2 項）については、廃止する。

【総務省】

(1) 地方自治法（昭 22 法 67）

(i) 地方公共団体による使用料又は手数料の徴収（231 条の 2）については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。

(ii) 普通地方公共団体が設ける施設のうち、公の施設（244 条）に該当しない施設について、包括的民間委託等による施設の効率的かつ効果的な運営管理を行おうとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体における先進的な取組事例を整理し、地方公共団体に 2018 年度中に周知する。

(iii) 認可地縁団体の不動産登記の特例（260条の38）については、認可地縁団体が所有する不動産において、その登記の表題部所有者又は登記名義人の一部に当該認可地縁団体が含まれる場合であっても適用が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年中に通知する。

[措置済み（平成30年11月27日付け総務省自治行政局住民制度課長通知）]

(2) 地方自治法（昭22法67）、地方税法（昭25法226）及び国民健康保険法（昭33法192）

国民健康保険料の滞納処分に必要となる滞納者の財産情報等については、その徴収事務の円滑化を図る観点から、各市町村及び特別区内において連携が図られるよう、保険者である市町村及び特別区に2018年中に通知する。

（関係府省：財務省及び厚生労働省）

(3) 公職選挙法（昭25法100）

(i) 投票所入場券の交付（施行令31条1項）については、選挙の期日の公示又は告示の日以後に、速やかに選挙人に交付できるよう、市町村の取組事例を調査し、次回の参議院議員通常選挙の前を目途に通知する。

(ii) 投票管理者（37条2項）及び投票管理者の職務代理者（施行令24条1項）の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(iii) 投票立会人（38条1項）の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(4) 放送法（昭25法132）

小規模施設特定有線一般放送に係る手続については、書面等によるほか、各都道府県が運用する電子情報処理組織を活用した電子申請による届出が可能であることを、都道府県に2018年度中に通知する。

(5) 地方税法（昭25法226）

都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人住民税における寄附金税額控除（ふるさと納税）の申告特例通知書の送付（附則 7 条）については、地方公共団体における事務の簡素化等を図るため、地方税電子化協議会との協議結果を踏まえて関係省令を改正し、2019 年 1 月から地方税ポータルシステム（eLTAX）を活用した申告特例通知書の電子的送付を可能とする。

[措置済み（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 24 号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 25 号）、平成 30 年 4 月 1 日付け総務省自治税務局市町村税課長通知）]

（6）地方公務員法（昭 25 法 261）

（i）地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平 29 法 29）で新たに導入される会計年度任用職員（改正後の地方公務員法 22 条の 2）に整理されるいわゆる「区長」が担う業務の取扱いについては、委託による対応等も含め、会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルにおいて明確化し、地方公共団体に 2018 年中に周知を行う。

[措置済み（平成 30 年 10 月 18 日総務省自治行政局公務員部長通知）]

（ii）職員の営利企業への従事等の制限（38 条）については、職務専念義務、職務の公正の確保及び職員の品位の保持等を担保しつつ、地方公務員の社会貢献活動等への積極的な参画を可能とするため、地方公共団体における先進的な取組事例等について調査を行い、地方公共団体に 2019 年度中に必要な情報提供を行う。

（iii）人事委員会と任命権者間の連携については、必要に応じた権限の委任や運用面での調整等の取組状況について調査を行い、地方公共団体に 2019 年度中に情報提供を行う。

また、人事委員会及び公平委員会制度の在り方については、今後、同制度又は他の関連した制度を議論する場を設ける際に併せて検討を行う。

（7）災害対策基本法（昭 36 法 223）

指定緊急避難場所の指定（49 条の 4 第 1 項）については、近隣市町村との協議により、当該市町村内に避難場所を指定することが可能であることを明確化するため、改めて地方公共団体に 2019 年度中に通知する。[再掲]

（関係府省：内閣府）

(8) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）

本人等の請求による住民票の写し等の交付については、個人番号を記載した住民票の写し等を成年後見人に対して窓口において交付することが可能であることを明確化するため、2018 年中に住民基本台帳事務処理要領（昭 42 自治省）を改正する。

[措置済み（平成 30 年 11 月 27 日付け総務省自治行政局長通知）]

(9) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

申請書等に記載された世帯構成の確認方法については、申請者等への口頭での確認等により世帯構成を把握可能な場合があるなど、住民基本台帳ネットワークシステムによる同一住所検索で抽出された全員に対し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を必ず行うものではないことを明確化し、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。[再掲]

（関係府省：内閣府）

[措置済み（平成 30 年 11 月 27 日付け内閣官房番号制度推進室、総務省自治行政局住民制度課事務連絡）]

(10) 地方独立行政法人法（平 15 法 118）

公立大学法人の所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、以下のとおりとする。

- ・大学業務又は当該業務の附帯業務として貸し付けることが可能である事例について、公立大学法人等に 2018 年中に通知する。

（関係府省：文部科学省）

- ・大学業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けについては、国立大学法人の例を参考にしつつ、可能とする。

（関係府省：文部科学省）

(11) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平 18 法 51）

地方公共団体が民間事業者に委託可能な窓口業務の範囲や業務の実施方法については、2017 年度末までの官民競争入札等監理委員会地方公共サービス小

委員会における検討を踏まえ、適切な民間委託のためのガイドライン、仕様書の標準例を示す標準委託仕様書及び窓口業務の参考例を示す手順書を作成し、地方公共団体に 2018 年中に通知する。

[措置済み（平成 30 年 4 月 5 日付け総務省行政管理局公共サービス改革推進室事務連絡）]

(12) 統計法（平 19 法 53）

- (i) 国勢調査（5 条 2 項）の調査世帯一覧の閲覧申請に係る取扱いについては、必要最小限の範囲で調査世帯一覧の複写が可能であること及び具体的な運用方法を、地方公共団体に 2019 年中に周知する。
- (ii) 国勢調査（5 条 2 項）調査員の選考については、地方公共団体及び調査実施者の意見を踏まえつつ、税務関係職員も対象とする方向で検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (iii) 国勢調査（5 条 2 項）調査員事務の外部委託については、国民の統計調査への信頼及び調査の精度維持に留意した上で検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(13) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平 19 法 94）

地方公共団体の健全化判断比率・資金不足比率の算定及び報告（3 条 1 項、22 条 1 項）については、詳細なシステム改修の内容や費用負担について地方公共団体と協議の上、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率・資金不足比率の算定に必要となるデータを活用し、所定の様式に自動転記して提供する方向で検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(14) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

- (i) 児童福祉法（昭 22 法 164）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務（別表 2 の 9）において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、児童福祉法施行規則（昭 23 厚生省令 11）7 条の 5 に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付（船員保険法（昭 14 法 73）による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法（昭 22 法

50) による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法（昭 26 法 191）に基づく障害補償）に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に 2018 年中に通知する。〔再掲〕

（関係府省：内閣官房、内閣府及び厚生労働省）

〔措置済み（平成 30 年 8 月 1 日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知）〕

- (ii) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）による特定医療費の支給に関する事務（別表 2 の 119）において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平 26 厚生労働省令 121）8 条に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付（船員保険法（昭 14 法 73）による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法（昭 22 法 50）による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法（昭 26 法 191）に基づく障害補償）に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に 2018 年中に通知する。〔再掲〕

（関係府省：内閣官房、内閣府及び厚生労働省）

〔措置済み（平成 30 年 8 月 1 日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知）〕

- (iii) 氏名・住所等の記載事項変更後の、通知カードに付属する交付申請書を利用した個人番号カードの申請については、変更後の情報を申請者が明記することを前提として、受付可能となったことを、地方公共団体に 2018 年中に周知する。

〔措置済み（平成 30 年 9 月 26 日付け総務省自治行政局長通知）〕

- (iv) 郵便局の更なる活用については、個人番号カードの交付について、市区町村窓口以外の場所であっても、市区町村の職員が本人確認を行うことにより、取得手続を完了することが可能であることを、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。

また、地域のニーズに応じた生活に身近な場所での申請受付や申請補助、交付方法について、地方公共団体の協力を得て検討し、優良な取組事例を 2019 年度中に公表する。

(15) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）

指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則 2 条に基づき、施行後 5 年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省：内閣府、財務省、文部科学省及び厚生労働省）

(16) 行政不服審査法（平 26 法 68）

地方公共団体における行政不服審査の申立手続において、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審理手続の在り方については、附則 6 条に基づき、同法施行後 5 年を経過した場合の検討のための運用実態の把握に併せて、地方公共団体における運用実態、支障等を踏まえた上で、簡易迅速な審理との観点から有識者の意見も踏まえた検討を行い、2021 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(17) 個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金

個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金については、2018 年度交付分から毎年度 2 月末までに交付決定を行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知し、可能な限り照会期間を確保するなど、運用の改善を図る。

(18) 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査

地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングは単なる調査票の確認ではなく意見交換を重視したものとするとともに、負担軽減のため WEB 会議方式の導入等を行う方向で検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(19) 消防団員の準中型自動車免許取得に対する助成事業

消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許（以下この事

項において「準中型免許」という。)の取得等については、以下のとおりとする。

- ・消防団員の準中型免許取得費用に対する、地方公共団体の公費助成制度の創設を促すため、先行事例等を地方公共団体に 2018 年度中に周知する。
- ・普通自動車免許を有していなくても準中型免許を取得することが可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に 2019 年度中に周知する。[再掲]

(関係府省：警察庁)

- ・上記のほか、消防団員の円滑な準中型免許取得のための方策について検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【法務省】

(1) 不動産登記法（平 16 法 123）

電気通信回線による登記情報の提供を地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料等の取扱いについては、官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、2020 年度から運用を開始する。

(2) 人権啓発活動地方委託事業

人権啓発活動地方委託事業については、2019 年度事業から、講演会等の会場規模や企画内容に照らして広い地域からの来場者が見込めるとともに費用の大幅な超過を生じない場合には、上限数を超える開催通知資料の作成を認めることとし、その旨を都道府県及び市町村に 2018 年度中に周知する。

【外務省】

(1) 地方自治法（昭 22 法 67）及び旅券法（昭 26 法 267）

都道府県が徴収する一般旅券に係る手数料（地方自治法 227 条及び旅券法 20 条 2 項）については、2018 年度中に普通地方公共団体における旅券に関する事務の実態等を調査する。その結果を踏まえ、デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定）における旅券発給申請方法等の

デジタル技術の活用による多様化等の検討の中で、都道府県が事務処理特例制度（地方自治法 252 条の 17 の 2）に基づき市町村に委託した一般旅券の事務に関し、市町村が手数料の徴収又は収納の事務を私人に委託可能とする措置が必要であるかを検討し、2020 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【財務省】

（1）地方自治法（昭 22 法 67）、地方税法（昭 25 法 226）及び国民健康保険法（昭 33 法 192）

国民健康保険料の滞納処分に必要となる滞納者の財産情報等については、その徴収事務の円滑化を図る観点から、各市町村及び特別区内において連携が図られるよう、保険者である市町村及び特別区に 2018 年中に通知する。[再掲]
（関係府省：総務省及び厚生労働省）

（2）中小企業等協同組合法（昭 24 法 181）

中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：警察庁、金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）

（3）社会福祉法（昭 26 法 45）及び国有財産特別措置法（昭 27 法 219）

介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付の対象施設については、以下のとおりとする。

- ・対象施設に看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものを加えることを、地方公共団体に 2018 年度中に周知する。

（関係府省：厚生労働省）

- ・対象施設となる介護老人保健施設の範囲を明確化するため、地方公共団体に 2018 年度中に周知する。

(関係府省：厚生労働省)

(4) 所得税法（昭 40 法 33）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）

生命保険会社による保険契約者の個人番号を記載した支払調書の提出（所得税法 225 条）については、生命保険会社が保険契約者の個人番号を生前に収集する方策について検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府及び金融庁)

(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）

指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則 2 条に基づき、施行後 5 年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省)

【文部科学省】

(1) 学校教育法（昭 22 法 26）

高等学校の授業におけるデジタル教材の使用については、生徒がいる教室内に当該教科の免許状を保有する教員がいる場合、オンデマンド教材等のデジタル教材を使用した授業を行うことが可能であることを明確化するため、都道府県教育委員会等に 2018 年中に通知する。

[措置済み（平成 30 年 9 月 20 日付け文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長通知）]

(2) 児童福祉法（昭 22 法 164）

放課後児童健全育成事業（6 条の 3 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平 24

法 65) 59 条 5 号) に従事する者及びその員数 (34 条の 8 の 2 第 2 項) に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。

なお、施行後 3 年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：厚生労働省)

(3) 児童福祉法 (昭 22 法 164) 及び認定こども園施設整備交付金

(i) 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、引き続き、地方公共団体が円滑に手続を行えるようにするため、申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等を行うとともに、その遵守に努める。

(関係府省：厚生労働省)

(ii) 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、事前協議における書類の様式を統一する。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

[措置済み (平成 30 年 2 月 16 日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課振興係事務連絡、平成 30 年 2 月 16 日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)]

(4) 教育職員免許法 (昭 24 法 147)

(i) 特別非常勤講師の任用に係る届出 (3 条の 2 第 2 項) については、学校等の事務負担軽減の観点から、届出に係る提出書類の簡素化が可能であることを、都道府県教育委員会に 2018 年中に周知する。

[措置済み (平成 30 年 11 月 29 日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)]

(ii) 旧免許状所持現職教員 (附則 2 条 2 項) が免許状を追加取得した場合に、更新講習修了確認期限を延期することについては、免許管理者 (2 条 2 項) への申請が必要であることを教職員に周知徹底するよう、都道府県教育委員会等に 2018 年中に周知する。

[措置済み (平成 30 年 11 月 29 日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)]

(iii) 教員免許状の修了確認期限等については、都道府県教育委員会等の意見を踏まえつつ、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行等を可能とする教員免許管理システムの改修について検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(iv) 旧免許状所持現職教員（附則2条2項）が免許状を追加取得した場合における更新講習修了確認期限の自動延期については、都道府県教育委員会等を通じた教職員への周知、教員免許管理システムの改修に係る検討及びその結果に基づく措置並びに今後の失効者の状況等を踏まえつつ、免許失効者の減少のための総合的な方策を検討し、2022年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(v) 幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習（9条の3第3項）の受講対象の拡大については、幼稚園型の一時預かり事業（児童福祉法（昭22法164）6条の3第7項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条10号に規定する一時預かり事業をいう。）に従事する者に関して調査・検討を行い、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（5）教育職員免許法（昭24法147）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）

幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平24法66）附則5条）の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省：内閣府及び厚生労働省）

（6）社会教育法（昭24法207）、図書館法（昭25法118）、博物館法（昭26法285）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭31法162）

公立社会教育施設については、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする。

（7）特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭29法144）

特別支援教育就学奨励費の支弁に係る事務については、都道府県教育委員会等の事務負担の軽減を図るため、当該事務手続に係る質疑応答集を作成し、都道府県教育委員会等に 2018 年中に周知する。

(8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭 31 法 162）

- (i) 教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁については、教育長が審査庁である旨を、都道府県教育委員会等に周知する。

[措置済み（平成 30 年 3 月 28 日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡）]

- (ii) 教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査請求の手続に関する地方公共団体からの相談については、適切に対応するとともに、地方公共団体から当該審査請求に係る具体的な支障事例が示された場合には、改めて必要な検討を行い、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。

(9) 地方独立行政法人法（平 15 法 118）

公立大学法人の所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、以下のとおりとする。

- ・大学業務又は当該業務の附帯業務として貸し付けることが可能である事例について、公立大学法人等に 2018 年中に通知する。[再掲]

(関係府省：総務省)

- ・大学業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けについては、国立大学法人の例を参考にしつつ、可能とする。[再掲]

(関係府省：総務省)

(10) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）

- (i) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長（指定都市市長及び中核市市長を除く。）への協議（3 条 6 項）については、当該認定こども園の設置者が市町村（指定都市及び中核市を除く。）である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に

2018 年度中に周知する。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

- (ii) 幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

(11) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平 22 法 18）

高等学校等就学支援金の支給に係る事務については、都道府県教育委員会等の事務負担の軽減を図るため、個人番号を活用したシステムの運用を 2019 年度から開始する。

(12) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平 27 内閣府告示 49）1 条 35 号の 5）における加算額の配分方法等については、2018 年度の同加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

(13) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）及び保育士等キャリアアップ研修

保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、e ラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に 2019 年度中に通知するとともに、e ラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。[再掲]

(関係府省：内閣府及び厚生労働省)

(14) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）

指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事

務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則 2 条に基づき、施行後 5 年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。〔再掲〕

(関係府省：内閣府、総務省、財務省及び厚生労働省)

【厚生労働省】

(1) 健康保険法（大 11 法 70）

(i) 2018 年度診療報酬改定において、遠隔で行われた場合の病理診断（テレパソロジー）については、デジタル病理画像のみを用いて病理診断を行った場合に、病理診断料の算定を可能とするとともに、保険医療機関に勤務する医師が ICT を活用して自宅等で読影した場合にも、院内での読影に準じた病理診断料の算定を可能とする。

〔措置済み（診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 43 号）、平成 30 年 3 月 5 日付け厚生労働省保険局長通知）〕

(ii) 2018 年度診療報酬改定において、障害児（者）リハビリテーション料の常勤医師の配置に関する施設基準については、一定時間以上の勤務を行っている非常勤医師を組み合わせ配置した場合でも基準を満たすこととする。

〔措置済み（診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 43 号）、平成 30 年 3 月 5 日付け厚生労働省保険局長通知）〕

(iii) 2018 年度診療報酬改定において、がん診療に係る外来放射線治療加算については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している保険医療機関が、他医療機関に入院中の患者に対して放射線治療を実施した場合にも、当該加算を認めることとする。

〔措置済み（診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 43 号）、平成 30 年 3 月 5 日付け厚生労働省保険局長通知）〕

(iv) 公費負担医療における高額療養費の算定については、難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）附則 2 条に基づき、同法施行後 5 年以内を目途として行われる検討の結果や、地方公共団体及び保険者の事務

負担や財政への影響を踏まえつつ、その見直しの必要性について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(2) 地方自治法（昭 22 法 67）、地方税法（昭 25 法 226）及び国民健康保険法（昭 33 法 192）

国民健康保険料の滞納処分に必要となる滞納者の財産情報等については、その徴収事務の円滑化を図る観点から、各市町村及び特別区内において連携が図られるよう、保険者である市町村及び特別区に 2018 年中に通知する。[再掲]
(関係府省：総務省及び財務省)

(3) 児童福祉法（昭 22 法 164）

(i) 放課後児童健全育成事業（6 条の 3 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）59 条 5 号）に従事する者及びその員数（34 条の 8 の 2 第 2 項）に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。

なお、施行後 3 年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：文部科学省)

(ii) 児童養護施設等における看護師加算については、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の支援を行う職員の配置の推進等を行う「乳児院等多機能化推進事業」を創設する。

[措置済み（平成 30 年 3 月 28 日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）]

(iii) 医療型児童発達支援（6 条の 2 の 2 第 3 項）の医師の配置要件については、非常勤医師であっても可能であることを地方公共団体に周知する。

[措置済み（平成 30 年 3 月 30 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課事務連絡）]

(iv) 保育所の居室の床面積に係る基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）32 条）を、「従うべき基準」から「標準」とする特例については以下のとおりとする。

・特例が適用される地域の基準（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基

準を定める省令（平 23 厚生労働省令 112）については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が保育の受け皿整備のための土地確保施策を行ってもなお、当該市町村における土地確保が困難であり、その旨が当該市町村により明らかにされている場合には、公示地価要件を緩和する。

[措置済み（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 62 号））]

- ・特例の適用期間（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令（平 23 政令 289））については、3 年間延長する。

(v) 一時預かり事業の職員配置（施行規則（昭 23 厚生省令 11）36 条の 35）については、1 日の子どもの受入れ数がおおむね 3 名以下であって、当該事業が保育所等と一体的に運営されており、当該保育所等内の同一の場所において、保育所等を利用する子どもと合同で預かり、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士 1 名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、子育て支援員（地域型保育）又は子育て支援員（一時預かり事業）1 名とすることを可能とする。

(vi) 禁錮以上の刑に処せられたこと等により、保育士の欠格事由（18 条の 5 第 2 号及び第 3 号）に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務については、省令を改正し、都道府県知事が当該保育士の本籍地の市町村に犯歴情報の照会を行うことを可能とする。

[措置済み（児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 26 号））]

(vii) 児童発達支援（6 条の 2 の 2 第 2 項）については、共生型障害児通所支援制度及びその基準を創設し、利用児童が少数である地域においても、既存の指定介護保険事業所及び指定障害福祉サービス事業所が児童発達支援の指定を受けやすくなるよう、基準の特例を設ける。

[措置済み（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

(平成 30 年厚生労働省令第 3 号)]

- (viii) 児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭 23 厚生省令 63)を 2018 年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者を加える。
- (ix) 児童館(40 条)における児童の遊びを指導する者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭 23 厚生省令 63)38 条 2 項)の員数については、児童の遊びを指導する者 1 名とそれ以外の者 1 名とすることが可能であることを 2018 年度中に明確化する。
- (x) 保育士の欠格事由(18 条の 5 第 2 号)に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務について、当該者がいずれかの刑事施設に収容されていることが判明し、当該施設が不明であるため、保育士登録の取消通知ができない場合には、都道府県知事が法務省矯正局に文書で照会を行うことにより、収容先の施設を把握することができることを、地方公共団体に 2018 年度中に周知する。
- (xi) 児童福祉施設に対する施設監査(施行令 38 条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (xii) 放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(4) 児童福祉法(昭 22 法 164)、雇用保険法(昭 49 法 116)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平 3 法 76)

育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。

- ・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体に 2018 年度中に通知する。
- ・育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、

2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

なお、育児休業等の延長制度の在り方については、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。

(5) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

(i) 障害児及び障害者の相談支援については、相談支援専門員の確保の観点から、専門性の高い支援を行うための体制を適切に評価する行動障害支援体制加算等を創設する。

[措置済み（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 102 号））]

(ii) 障害者の日常生活及び社会参加を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等については、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、可能な限り早期に地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行う。

(iii) 障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(6) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）

近隣の保育所等が連携し、1 か所の保育所等で保育を行う共同保育については、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に実施が可能であることを明確化するため、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。[再掲]

(関係府省：内閣府)

(7) 児童福祉法（昭 22 法 164）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

(i) 事業所内保育事業については、地域の実情を踏まえ、満 3 歳以上の児童の受入れ等が可能であることを明確化するため、地方公共団体に 2018 年

度中に通知する。[再掲]

(関係府省：内閣府)

(ii) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平 26 厚生労働省令 61)のうち、連携施設に関する規定については、以下のとおりとする。

- ・連携施設に関する経過措置(同令附則 3 条)の期間については、連携施設を確保しないことができる特例を延長することとし、所要の措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府)

- ・市町村長(特別区の長を含む。)が家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、同令 6 条 2 項に定める要件の全てを満たすと認める場合には、同条 3 項に定める者を確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることを措置する。[再掲]

(関係府省：内閣府)

[措置済み(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成 30 年厚生労働省令第 65 号))]

- ・保育所型事業所内保育事業について、満 3 歳以上の児童の受入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とすることについて検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

[再掲]

(関係府省：内閣府)

- ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の設定(同令 6 条 3 号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法 59 条 1 項に規定する施設のうち、同法 39 条 1 項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにするための方策を検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府)

(8) 児童福祉法(昭 22 法 164)及び認定こども園施設整備交付金

(i) 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、引き続き、地方公共団体が円滑に手続を行えるようにするため、申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等を行うとともに、その遵守に努める。[再掲]

(関係府省：文部科学省)

(ii) 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、事前協議における書類の様式を統一する。[再掲]

(関係府省：内閣府及び文部科学省)

[措置済み(平成30年2月16日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課振興係事務連絡、平成30年2月16日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)]

(9) 食品衛生法(昭22法233)

農林漁業体験民宿における食事の提供については、営業施設の許可要件は都道府県等において定め、当該許可要件に基づいて許可権者である都道府県等が許可することを明確化するため、改めて地方公共団体に2018年度中に周知する。

(10) 墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48)

(i) 火葬場の経営許可(10条1項)については、民間事業者に許可する場合に留意すべき事項を地方公共団体に2018年度中に通知する。

(ii) 火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の推進については、火葬場を運営する市町村から都道府県に広域化等の相談があった場合、都道府県はその対応に特段の配慮を払うよう、地方公共団体に対して2018年度中に通知する。

また、火葬場の健全かつ安定的な経営の永続性を確保するため、火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の取組事例等を地方公共団体に2019年度中に情報提供するとともに、定期的な調査等により、引き続き火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の実態把握に努める。

(11) 旅館業法(昭23法138)

移住希望者の空き家物件への短期居住については、地域のニーズに応じた空

き家物件を活用した移住希望者への生活体験事業を推進する観点から、旅館業法に基づく営業許可の要否を地方公共団体が的確に判断できるよう、旅館業法の適用外となる場合について通知した「移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」（平 28 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長）の趣旨を、全国会議を通じて地方公共団体に 2019 年中に周知する。

(12) 医療法（昭 23 法 205）

病院、診療所又は助産所の管理者については、都道府県知事等の許可を受けた場合は、医師が不足している地域内等に開設する診療所の管理者との兼務が可能であることを明確化する。

[措置済み(医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 79 号))]

(13) 教育職員免許法（昭 24 法 147）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）

幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平 24 法 66）附則 5 条）の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：内閣府及び文部科学省）

(14) 中小企業等協同組合法（昭 24 法 181）

中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：警察庁、金融庁、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）

(15) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）